

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査システムを変更すること。また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

例年、文部科学省の定めた調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文科省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されるため、学校がタイムリーに回答状況を確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかつたりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。

また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向にあり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を調査するには、代わりに近年増加傾向にある幼保連携型認定こども園を調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査対象保護者、調査実施校、都道府県における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。また、幼児がいる家庭の安定的な標本数が確保され、正確なデータを統計に反映させることができる。

根拠法令等

子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、羽後町、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、京都府、徳島県、高知県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

調査実施校を文部科学省が選定すること等については、他の都道府県のご担当者様からも様々な意見を頂戴しており、それらのご意見を踏まえ、文部科学省での抽出については引き続き検討を進めているところである。回収についても、効率的な手法を今後検討して参りたいと考えているところではあるが、現時点では検討の途上であることをご理解いただきたい。

なお、都道府県ごとの割当は在籍者数に応じて行うため、在籍する幼児・児童・生徒数が少ない場合には、対象とする学校数も少なくなるところである。また、平成30年度調査までは1学年当たりの規定数に満たない学校は調査対象としていなかったが、小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させることができるよう「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べられていることを踏まえ、現在は1学年当たりの規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該在籍者数を上限に調査実施することと変更したところであるので、小規模な園においても調査対象校に含まれることの趣旨へご理解を願いたい。

今後、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討することとしている。調査対象の学校種についても、在籍者数規模を見ながらその中で検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査実施対象の選定等について、検討いただいていることは承知したが、いつごろを目処に検討結果をお示しいただけるのかご回答願いたい。

また、「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」を踏まえての変更も承知したが、幼保連携型認定こども園を調査対象としないこともまた、適切な調査結果を得られないことにつながると考えるので、調査対象に加えるかどうかの検討状況について、明示いただきたい。(なお、地方教育費調査等の他の調査では幼保連携型認定こども園も対象とされており、結果を合わせて活用するのであれば、調査対象とするのが適当と考える。)

加えて、以下について回答がないので、第2次回答においては詳細な回答をいただきたい。

①調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されることで、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。

②上記①の検討が困難であれば、オンライン回答状況を国から直接学校に送付いただくことは可能なのか、お示しいただきたい。

③上記①の検討が困難であれば、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出している現状を改善するために、学校から直接紙の調査票を国へ送付するような変更が可能なのか、お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べているとおり、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価することとしている。

これを踏まえ、調査実施校の抽出については、令和3、5年度(2回目)の調査終了後に点検・評価を開始し、令和7年度調査(3回目)の結果を最終確認した上で適当と考えられれば、令和9年度調査から反映するスケジュールを考えている(現時点では、点検・評価の開始に向けた準備を行っている)。

幼保連携型認定こども園を調査対象範囲とするかどうか等も上記スケジュールの中で検討して参りたい。

令和5年度調査では、都道府県の事務負担軽減を図るため調査票取集事務の一部代行を都道府県の協力を

得て試行している。調査票紙面の収集系統の変更については、この試行の結果及び予算確保の状況を踏まえて、学校から文部科学省への直接送付が可能との結論が得られれば、令和7年度調査以降において対応を行って参りたい。

また、オンライン回答状況について都道府県を経由せずに学校が直接確認することを可能とすることについては、令和6年1月を期日としている令和5年度調査の第2回調査票提出に向けて協力いただける都道府県を募り、試行・検討予定である。試行の結果、全国展開が可能との結論が得られれば、令和7年度調査以降において対応を行って参りたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(12)統計法(平19法53)

(iii)子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更することや、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、令和9年度の当該調査に向けて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。